

【重要・公示】理事（任期：2022年12月総会～2024年12月総会）選挙について

2021年12月26日開催の総会において、「理事等選挙規程」が承認されました。これに基づき、理事（任期：2022年12月総会～2024年12月総会）選挙を下記要領にて実施致します。

1. スケジュール

2022年4月	理事選挙を公示。学会ホームページに掲載。
2022年5月	理事選挙公示を学会誌15巻1号に掲載。
2022年6月17日（金）	理事立候補、選挙権者登録締切
2022年7月	理事候補者の推薦に必要な書類 様式5（所信表明）を学会ホームページに公開。選挙権者登録者に投票に必要なURLを登録されたメールに送信。
2022年7月15日（金）～21日（木）12：00	投票期間
2022年8月	選挙結果を学会ホームページに掲載。
2022年8月～9月	当選した次期理事により、次期代表理事、次期業務執行理事等を選任。
2022年12月	次期代表理事、次期業務執行理事、次期理事、次期監事、次期委員会委員を理事会、総会で審議・承認

2. 理事立候補について

1) 条件

- ①選挙実施前年度末（2021年9月30日）において、それまでの年会費につき未納がない者。（理事等選挙規程第12条）
- ②選挙実施前年度末（2021年9月30日）において、会員歴が3年以上ある者。（理事等選挙規程第12条）
- ③選挙委員会が認めた書面（理事候補者の推薦に必要な書類）を6月17日（金）までに、理事候補者の推薦に必要な書類・様式1にある送付先住所に郵送した者。（消印有効）

2) 立候補は理事等選挙規程別表1に基づき実施されます。詳しくは「理事候補者の推薦に必要な書類」をご確認下さい。

3) 選挙委員会が認めた書面（理事候補者の推薦に必要な書類）取得方法

学会ホームページよりダウンロードしてください。

学会ホームページ : <http://imj.or.jp/>

4) 条件に変更があった場合（期日の延期等）、学会ホームページで報告します。

3. 投票について

1) 選挙権者（有権者）

- ①本学会に所属するすべての正会員（理事等選挙規程第11条）。
- ②賛助会員は、代表する者による投票のみ有効（理事等選挙規程第11条）。
- ③上記①、②以外の会員（学生会員、名誉会員、寄贈先等）は選挙権がありません。有権者登録をなさっても、後日、選挙権がない旨ご連絡申し上げます。予めご了承ください。

2) 投票方法

- ①投票は「e投票」システム（株式会社 Grant 提供）を使用したオンライン投票です。
- ②投票にはEメールアドレスが必要です。選挙権者1名につき、1つのEメールアドレスが必要です。1つのEメールアドレスを複数の選挙権者で共用することはできません。予め、1名につき、1つのEメールアドレスをご用意ください。
- ③【重要】投票には「選挙権者登録」が必要です。「選挙権者登録」を下記期日までに行わないと、正会員や賛助会員であっても、投票ができません。選挙権者登録は下記URL、またはQRコードのフォームにご入力ください。学会ホームページからもアクセスできます。

選挙権者登録フォームURL

https://oha1.heteml.net/imj/form_election/

選挙権者登録フォームQRコード 右記

（上記URL、QRコードはどちらも
同じフォームにつながります。どちらか
一方でご入力いただければ結構です。）



「選挙権者登録」締切日 2022年6月17日（金）

学会ホームページ : <http://imj.or.jp/>

- ④【重要】上記③の「選挙権者登録」が行われると自動返信メールが届きます。自動返信メールが届かない場合、投票が実施できませんので、必ず事務局にお問い合わせください。
- ⑤7月上旬に「e投票」システムから、投票用のアドレスがEメールにて送信されます。投票用のアドレスがEメールにて送信される詳細な時期は上記④の自

動返信メールに記されますのでご確認ください。投票用のアドレスがEメールにて送信されない場合は、事務局までお問い合わせください。

- ⑥投票期間は、2022年7月15日(金)～21日(木)12:00です。上記⑤で送信された投票用アドレスを使用して投票期間内にご投票ください。投票期間外には投票できません。
- ⑦本選挙における白票での投票は有効です。(理事等選挙規程第28条による選挙委員会の申し合わせ)

3) 定数

- ①今回の理事選挙における定数は理事等選挙規程第5条第4項により、以下とすることで2021年12月6日開催の理事会で承認され、2021年12月26日の総会で報告されました。なお、区分については、理事等選挙規程第4条ならびに別紙1をご確認ください。

【理事(任期:2022年12月総会～2024年12月総会)選挙の定数】

区分A 9名、区分B 7名、区分C 5名

- ②定数以内の立候補者であった場合、信任投票として選挙を実施します。この場合も白票は有効とし、有効投票数における過半数未満の立候補者は不信任として取り扱います。(理事等選挙規程第28条による選挙委員会の申し合わせ)
- ③今後、欠員が発生した場合を想定して、次点者の確定を実施します。理事等選挙規程第14条に伴う補充は欠員のあった区分における得票数の高いものから順に補充します。

2022年4月
一般社団法人日本統合医療学会
選挙委員会

理事等選挙規程

第一章 総 則

第1条 (目 的)

この規程は、我が国の法令や指針等、および日本統合医療学会（以下、本学会と称する。）の定款に従い本学会における理事、業務執行理事および代表理事の選出にかかる手続き等について定め、公正な選挙による理事、業務執行理事および代表理事の選出を行うことを目的としている。

第2条 (この規程の適用範囲)

この規程は、本学会の理事、業務執行理事および代表理事の選挙について、適用する。

第3条 (理事等の定数)

理事は、23名以内を定数とし、定款第16条に従い理事のうち5名を業務執行理事とし、1名を代表理事とする。

第4条 (会員区分)

理事については、様々な意見を取り入れるため、会員を区分A、区分B、区分Cの3つに分け、かたよりなく選出されるようにしなければならない。なお、本規程で用いる区分については「会員資格区分コード表」（別表1）に基づくこととし、職種に基づく区分は「分野」と称する。

- 一. 区分Aには、認定医の受験資格を持つすべての会員が含まれる。
- 二. 区分Bには、認定師の受験資格を持つすべての会員が含まれる。
- 三. 区分Cには、認定協働士の受験資格を持つすべての会員が含まれる。
- 四. 選挙の際には、被選挙人は、いずれか一つの区分にしか所属できない。

第5条 (理事の選出)

- 一. 理事は、区分Aから7名以内、区分Bから7名以内、区分Cから7名以内を選出する。
- 二. 本規程第6条に基づき選出された代表理事は、2名以内の者を指名し、選挙をすることなく理事とすることができる。但し、定款第17条に基づき、正会員でなければならない。
- 三. 本規程第3条に定める定数を満たさない場合の対応は、理事会にて協議する。
- 四. 本条第一項における各区分からの選出人数は、新たな選挙制度の構築に向け、当面の間、理事会における過半数の賛成を得たのち、代表理事の頭名による通知等によって修正されるものとする。

第6条 (代表理事の選出)

代表理事は、理事の互選による代表理事選挙によって選出される。

第7条 (業務執行理事の選出)

業務執行理事は、本規程第6条に基づき選出された代表理事が、本規程第5条第1項に基づき選出された理事の中から5名を指名し、本規程第5条第1項に基づき選出された理事の互選による業務執行理事選挙にて過半数の承認によって選出される。

第8条 (代表理事補佐の選出)

代表理事は、いつでも本規程第5条に基づき選出された理事より2名以内の者を指名し、代表理事補佐とすることができる。

第9条 (理事会)

理事会は、すべての理事によって構成される。本学会定款第34条から第43条に規定される。

第10条 (業務執行理事会)

業務執行理事会は、すべての業務執行理事によって構成される。定款第16条および第17条に規定される業務執行理事により構成され、定款第19条に規定される職務を行う。

第11条 (選挙権)

- 一. 本学会に所属するすべての正会員は、選挙権を有する。
- 二. 選挙は、投票により行う。
- 三. 賛助会員は、代表する者による投票のみを有効とする。

第12条 (被選挙人)

本学会に所属する正会員のうち、賛助会員以外以下の者は被選挙権を有する。

- 一. 選挙実施前年度末(9月30日)において、それまでの年会費につき未納がない者。
- 二. 選挙実施前年度末(9月30日)において、会員歴が3年以上ある者。

第13条 (選挙権、被選挙権のはく奪)

- 一. 選挙権および被選挙権は、この規程およびその他の規程による懲罰、処分等は、選挙中は選挙委員会、選挙委員会解散後は倫理委員会でおこなう。最終決定は理事会で行う。
- 二. はく奪の期間は、懲罰、処分等を受けた日より5年間とする。但し、期間の定めのある懲罰、処分等を受けた場合は、その期間の終了日より5年間とする。

第14条 (理事等の欠員)

理事、業務執行理事および代表理事に欠員が出た場合、速やかにこれを補充するように努

めなければならない。その場合は、本規程第23条に規定する被選挙人名簿の記録に従い、非当選者のうち、得票数の高い者から順に欠員の補充に充てるものとする。

第15条 (選挙権の放棄)

選挙権は、原則放棄することはできない。

第16条 (選挙の開始)

本規程に基づく選挙は、理事長の宣言により開始される。

第二章. 選挙委員会

第17条 (選挙委員会)

- 一. 選挙を行う際は、本学会の事務局が指名し、理事会の承認を得た会員2名をもって選挙委員会を構成する。
- 二. 選挙委員会に属する委員は、選挙権および被選挙権を喪失する。
- 三. 賛助会員は、選挙委員になれない。

第18条 (選挙委員会の責任)

- 一. 選挙は、我が国の法令等、および本学会の定款その他規程等に従い、厳粛かつ公正に行われなければならない。選挙委員は、厳粛かつ公正な選挙が行われるよう最大限の注意を払わなければならない。
- 二. 選挙委員会は、選挙期間中に選挙に関わる、関わらないを問わず、会員が我が国の法令等、および本学会の定款その他規程に反した場合、本学会の会員資格をはく奪する定款第9条に定める除名の対象となる。

第19条 (選挙委員会の業務)

選挙委員会は、選挙に関わるすべての事務を管掌する。

第20条 (選挙委員会の業務期間)

選挙委員会は、本規程第16条により開始され、本規程第25条により解散するものとし、定款第58条を適用しない。

第21条 (投票の支援)

- 一. 選挙委員会は、すべての選挙権者の投票に必要な支援を行わなければならない。
- 二. 本学会は、選挙委員会に協力し選挙権者の投票に必要な支援を行わなければならない。

第22条 (当選証書)

- 一. 選挙委員会は、当選した理事、業務執行理事および代表理事に対して当選証書を授与しなければならない。但し、当選証書は電磁データによるものでも差し支えない。
- 二. 当選証書には、選挙委員全員の連署（署名または記名押印）を要する。

第23条 (被選挙人名簿)

被選挙人名簿には、すべての立候補者について下の各号に挙げるものを記録し、最後に選挙を行った日より5年間保持しなければならない。但し、この記録は磁気ディスク等への電磁記録によってもよい。

1. 氏名
2. 会員番号
3. 認定区分
4. 理事の連続当選回数
5. 選挙結果

第24条 (選挙記録)

選挙管理委員会は、下の各号に掲げるものを記録し、最後に選挙を行った日より5年間保持しなければならない。但し、この記録は磁気ディスク等への電磁記録によってもよい。

1. 選挙日
2. 選挙委員会の委員の氏名
3. 選挙委員会の委員の会員番号
4. 選挙に関する不正に関する記録
5. 選挙に関し特に記録すべき事柄

第25条 (選挙委員会の解散)

選挙委員会は、すべての理事、業務執行理事および代表理事に対する当選証書の授与の完了により解散する。

第三章. 選挙の方法

第26条 (立候補の方法)

理事、業務執行理事または代表理事に立候補する場合は、自薦他薦を問わず、選挙委員会が認めた書面にて行わなければならない。

第27条 (選挙日の確定)

選挙日は、選挙委員会がこれを定める。

第28条 (投票の方法)

投票の方法は、当面の間選挙委員会がこれを定める。

第四章. 附 則

第 29 条 (代表理事補佐の役割)

- 一. 代表理事補佐は、代表理事直属の機関として代表理事の事務を助ける。
- 二. 代表理事補佐は、業務執行理事会に出席する。但し、代表理事補佐は業務執行理事会において議決権を有さない。

第 30 条 本規程は、2021年12月26日より施行する。

【選出規準】

- 区分 A については、当選者が一つの分野のみとなる場合、その分野の最下位当選者が落選となり、別分野の最上位者が当選となる。但し、立候補者が一つの分野のみの場合は、その限りではない。
- 区分 B および C に関しては、各区分定数の過半数が一つの分野からの当選者であってはならない。そのような場合、過半数以下を当選者とする。残る当選者は他分野の得票順に当選者を決定する。

※ 別表1「会員資格区分コード表」		
番号	分野（職種）	認定制度の該当区分
1	医師	認定医
2	歯科医師	認定医
3	獣医師	認定医
4	薬剤師	認定師
5	看護師・准看護師	認定師
6	保健師・助産師	認定師
7	リハビリ系 (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・技師装具士)	認定師
8	検査・補助系：医科 (臨床検査技師・診療放射線技師・臨床工学技士・視能訓練士)	認定師
9	検査・補助系：歯科 (歯科衛生士・歯科技工士)	認定師
10	管理栄養士・栄養士	認定師
11	福祉系 (介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士)	認定師
12	救急救命士	認定師
13	公認心理士	認定師
14	日本伝統医療系 (鍼灸師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師)	認定師
15	その他：国家資格あり	認定師
16	伝統・補完代替医療提供者① (中国伝統医学・アーユルヴェーダ・アロマセラピー)	認定 協働師
17	伝統・補完代替医療提供者② (カイロプラクティック・オステオパシー)	認定 協働師
18	伝統・補完代替医療提供者③ (ヨーガ・気功・エネルギー療法)	認定 協働師
19	心理系 (臨床心理士・産業カウンセラー)	認定 協働師
20	その他：国家資格なし	認定 協働師